規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年五月十三日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―二七

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中コをエとし、ロからフまでをハからコまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　成年後見制度利用促進委員会事務局

附　則

この規則は、公布の日から施行する。